

シェンゲン協定(Shengen Agreements)

(2012年11月1日現在)

EU統合に伴い、1995年3月26日ルクセンブルグのシェンゲンにおいて締結された協定。この協定により、協定国間での国境における出入国審査が廃止され、いわゆるボーダレスな状態にすることを目指しております。航空機による移動も原則として国内線扱いとなり、外国人旅行者の出入国手続が簡素化され便利になりました。

協定加盟国26カ国 (2012年11月現在)

フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、オーストリア、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイスランド、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、スイス

(1) 出入回手続のポイント

■ 出入国審査

協定に加盟している複数の国を訪問する場合、最初の国で入国手続き、最後の国で出国手続を受けるだけで、途中の出入国手続は不要になった。

(ア) 日本から航空機で乗継便を利用する場合

原則として、同協定加盟国26カ国内都市経由で第三国（同協定加盟国）に乗り継ぐ場合の入国審査は、乗継空港で行われる。

(イ) 同協定加盟国から航空機で乗継便を利用する場合

原則としては、同協定加盟国26カ国内都市から第三国（同協定加盟国）経由で日本に帰国する場合の出国審査は、乗継空港で行われる。

■ 受託手荷物

最終目的地までのスルーチェックが可能。よって、入国審査を受ける空港と税関検査を受ける空港とが異なるケースも発生する。

協定国への入国 (入国手続)	協定国からの出国 (出国手続)	乗 り 継 ぎ			
		日本	ドイツ	ギリシャ	トルコ
①協定国→協定国 スペイン→ドイツ(不要)	①協定国→協定国 フランス→イタリア(不要)	---	要	不要	要
		要	不要	要	---
②非協定国→協定国 日本→オランダ(要)	②協定国→非協定国 オーストリア→日本(要)	要	要	不要	要
		要	不要	要	---

(2) シェンゲン査証について

また、このシェンゲン協定によって査証発給の紙一化が実施されている。

シェンゲン査証は、シェンゲン協定国の26カ国を一つの国として考える査証である。例えば中国籍の人の場合、従来は滞在予定の各国の査証を各大使館（領事館）に申請しなければならなかったが、上記の協定国中最も長く滞在する国の大使館（領事館）に査証申請すればシェンゲン査証（共通査証）が発給され、他の25カ国にも滞在が可能である。何れにしても、滞在（通過）する域内の国の大使館（領事館）に日程表を持参して事前に確認することが必要である。

(注) シェンゲン査証を取得後、渡航国や日程（各国の出入国日等）が変更した場合は渡航前に必ずシェンゲン査証取得した大使館（領事館）に問い合わせること。

なお、再入国許可証を所持している朝鮮籍の人はその都度、各大使館（領事館）に問い合わせること。